

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年3月30日

【会社名】 藤田観光株式会社

【英訳名】 FUJITA KANKO INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 瀬川 章

【本店の所在の場所】 東京都文京区関口二丁目10番8号

【電話番号】 東京03(5981)7700

【事務連絡者氏名】 取締役 管理グループ長 和久利 尚志

【最寄りの連絡場所】 東京都文京区関口二丁目10番8号

【電話番号】 東京03(5981)7700

【事務連絡者氏名】 取締役 管理グループ長 和久利 尚志

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
藤田観光株式会社 箱根小涌園
(神奈川県足柄下郡箱根町二ノ平1297)

(注)箱根小涌園は法定の縦覧場所ではありませんが、投資家の便宜のため縦覧に供しております。

1【提出理由】

平成28年3月29日開催の当社第83回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年3月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分について

期末配当に関する事項

イ．配当財産の種類

金銭

ロ．配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金4円 配当総額479,600,096円

ハ．剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年3月30日

第2号議案 取締役10名の選任について

取締役に佐々木明、瀬川章、山田健昭、都築輝巳、牧野龍裕、北原昭、伊勢宜弘、和久利尚志、残間里江子、三屋裕子の10名を選任するものであります。

第3号議案 監査役2名の選任について

監査役に吉原正人、吉井出を選任するものであります。

第4号議案 補欠監査役1名の選任について

補欠の社外監査役に関根攻を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成数 (個) | 反対数 (個) | 棄権数 (個) | 可決要件 | 決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%) |
|-------------------------|------------|------------|------------|-------|----------------------------|
| 第1号議案 剰余金の処分について | 97,044 | 63 | 0 | (注) 1 | 可決 99.9 |
| 第2号議案 取締役10名の選任について | | | | | |
| 佐々木 明 | 90,799 | 6,308 | 0 | (注) 2 | 可決 93.5 |
| 瀬川 章 | 91,449 | 5,658 | 0 | | 可決 94.1 |
| 山田 健昭 | 93,196 | 3,911 | 0 | | 可決 95.9 |
| 都築 輝巳 | 93,208 | 3,899 | 0 | | 可決 95.9 |
| 牧野 龍裕 | 93,441 | 3,666 | 0 | | 可決 96.2 |
| 北原 昭 | 93,208 | 3,899 | 0 | | 可決 95.9 |
| 伊勢 宜弘 | 93,588 | 3,519 | 0 | | 可決 96.3 |
| 和久利 尚志 | 93,690 | 3,417 | 0 | | 可決 96.4 |
| 残間 里江子 | 93,099 | 4,008 | 0 | | 可決 95.8 |
| 三屋 裕子 | 93,566 | 3,541 | 0 | | 可決 96.3 |
| 第3号議案 監査役2名の選任について | | | | | |
| 吉原 正人 | 96,130 | 977 | 0 | (注) 2 | 可決 98.9 |
| 吉井 出 | 78,676 | 18,431 | 0 | | 可決 81.0 |
| 第4号議案 補欠監査役1名の選任について | | | | | |
| 関根 攻 | 96,673 | 433 | 0 | (注) 2 | 可決 99.5 |

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
3. 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由
本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権の数の加算はしていません。

以上